

墨田区保育所条例及び墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）
第1条の規定による墨田区保育所条例の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条の2 指定管理者は、<u>墨田区特別保育の実施に関する条例第2条第2号に規定する一時延長保育又は同条第5号に規定する一時保育（以下この項において「一時延長保育等」という。）の実施を行ったときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用（次項において「利用料金」という。）を徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>（指定管理者の指定の手續）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>保育所の管理に<u>当たり</u>、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>（事業報告書の提出）</p> <p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、その管理する保育所の管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を、区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 指定管理者は、<u>次の各号に掲げる業務</u>を行うものとする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>保育所の管理に<u>あたり</u>、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、その管理する保育所の管理の業務に関し、<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載した事業報告書を、区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

第2条の規定による墨田区特別保育の実施に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(特別保育の実施)</p> <p>第2条 区長は、墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成9年墨田区条例第15号）に基づき行う保育（以下この条において「<u>通常保育</u>」という。）の実施以外に、特に必要と認める児童に対し、保育所（墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所に限る。）において次の特別保育を実施する。</p> <p>― <u>延長保育 通常保育の実施を受けている児童について、当該通常保育の実施を受けている保育所において常態として開所時間（墨田区保育所条例第2条第1項に規定する開所時間をいう。次号において同じ。）を超えて実施する保育をいう。</u></p> <p>― <u>一時延長保育 通常保育の実施を受けている児童について、当該通常保育の実施を受けている保育所において一時的に開所時間を超えて実施する保育をいう。</u></p> <p>― <u>休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に実施する保育をいう。</u></p> <p>― <u>年末保育 年末に実施する保育をいう。</u></p> <p>― <u>一時保育 一時的に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。</u></p> <p>― <u>緊急一時保育 緊急に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 区長は、墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成9年墨田区条例第15号）に基づき行う保育の実施以外に、特に必要と認める児童に対し、保育所（墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所に限る。）において次の特別保育を実施する。</p> <p>― <u>延長保育（墨田区保育所条例第2条第1項に規定する開所時間を超えて実施する保育をいう。）</u></p> <p>― <u>休日保育（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に実施する保育をいう。）</u></p> <p>― <u>年末保育（年末に実施する保育をいう。）</u></p> <p>― <u>一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。）</u></p> <p>― <u>緊急一時保育（緊急に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。）</u></p>
<p>(特別保育の実施の決定)</p> <p>第3条 特別保育を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申込書を提出し、<u>その実施の決定を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、墨田区保育所条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する保育所における一時延長保育又は一時保育（以下「一時延長保育等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該保育所の指定管理者に申込書を提出し、その実施の決定を受けなければならない。</u></p>	<p>(特別保育の実施の申込み)</p> <p>第3条 特別保育の実施の申込みをしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申込書を提出しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>
<p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、<u>前条第1項の規定による申込み</u></p>	<p>(特別保育料の徴収)</p> <p>第4条 区長は、<u>前条の規定による申込み</u>に対</p>

に対し、特別保育（延長保育を除く。）の実施を行うことを決定したとき、又は延長保育の実施を行ったときは、当該特別保育に係る児童（別表において「保育児童」という。）の扶養義務者から、特別保育に係る費用を徴収する。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申込みに対し、一時延長保育等の実施を行うことを決定したときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用を徴収する。

（特別保育料等の額）

第5条 前条第1項の規定により区長が徴収する費用（以下「特別保育料」という。）の額は、別表に定める額とする。

2 〔略〕

3 前条第2項の規定により指定管理者が徴収する費用（以下「利用料金」という。）の額は、別表（2一時延長保育の部及び5一時保育の部に限る。）に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

（特別保育料等の額の通知）

第6条 区長は、前条第1項又は第2項の規定により特別保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第1項に規定する扶養義務者に通知するものとする。

2 指定管理者は、前条第3項の規定により利用料金の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第2項に規定する扶養義務者に通知するものとする。

（特別保育料等の納付）

第7条 前条第1項の扶養義務者は、同項の規定による通知を受けたときは、指定された納期限までに、区長に特別保育料を納付しなければならない。

2 前条第2項の扶養義務者は、同項の規定による通知を受けたときは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

（特別保育料等の減免）

第8条 〔略〕

2 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

（特別保育料等の返還）

第9条 既に納めた特別保育料又は利用料金は、

し、特別保育（延長保育を除く。）の実施を行うことを決定したとき又は延長保育の実施を行ったときは、当該特別保育に係る児童（以下「保育児童」という。）の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から、特別保育に係る費用を徴収する。

〔新設〕

（特別保育料の額）

第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「特別保育料」という。）の額は、別表に定める額とする。

2 〔略〕

〔新設〕

（特別保育料の額の通知）

第6条 区長は、前条の規定により特別保育料の額を決定したとき又はその額を変更したときは、扶養義務者に通知するものとする。

〔新設〕

（特別保育料の納付）

第7条 扶養義務者は、前条の規定による通知があったときは、特別保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。

〔新設〕

（特別保育料の減免）

第8条 〔略〕

〔新設〕

（特別保育料の返還）

第9条 既に納めた特別保育料は、返還しない。

返還しない。ただし、区長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(督促及び滞納処分)

第10条 区長は、第4条第1項に規定する扶養義務者が第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特別保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 [略]

別表 特別保育料

1 [略]

2 一時延長保育

区 分	1時間当たりの額
3歳以上児	400円
3歳未満児	600円

備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。

3 休日保育

日額 2,500円

4 年末保育

日額 2,500円

5 一時保育

区 分	日 額
1日に5時間以内の一時保育を実施する場合	2,000円
1日に5時間を超えて一時保育を実施する場合	3,000円

6 緊急一時保育

区 分	日 額
3歳以上児	520円
3歳未満児	1,280円

備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。

ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

[同左]

第10条 区長は、扶養義務者が第5条及び第8条の規定に基づく特別保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 [略]

別表 [同左]

1 [略]

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

4 [同左]

5 緊急一時保育

区 分	日 額
3歳以上児	520円
3歳未満児	1,280円

墨田区保育所条例及び墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例(案) 付 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に、この条例による改正前の墨田区特別保育の実施に関する条例第4条の規定による実施の決定が行われた一時保育については、なお従前の例による。